

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

57号

発行 2017年1月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

羽ばたけどり年・年頭のご挨拶



二〇一七年の年頭にあたり



第四次厚木爆音訴訟原告団 団長 金子豊貴男

第四次訴訟団原告の皆さん、厚木基地訴訟を応援して下さい。新年、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。また、昨年は大変お世話になりました。ご支援ありがとうございました。

第四次訴訟の最高裁判決が、昨年12月8日、最高裁第一小法廷で、私たち原告団代表や、弁護団、全国の爆音訴訟団の代表(含む抽選で当たった方)が固唾をのんで見守る中、言い渡されました。最高裁判決は、東京高裁が2015年7月30日(一昨年)に言い渡した、『2016年12月末まで「自衛隊機の一部飛行差し止め」、「損害賠償の将来請求を認め」た判決を、見事にひっくり返し、『自衛隊機の夜間の訓練は「住民の健康被害等よりも、公共性、公益性にまさる」として飛行差し止め判決を覆し、私たち原告の敗訴の判決となりました。』

最高裁が、司法が、行政に屈した『屈辱的な歴史に残る判決』となりました。私たち原告だけでなく、日本中から「最高裁は死んだ」一戦前と同じ時代がまたやってきた」との怒りの声が聞こえてきました。翌日の新聞各社の社説では神奈川新聞が「厚木爆音訴訟/40年の苦悩に向き合え」として、「静かな空を求める願いを踏みにじる判決であり、容認できない」。毎日新聞は「騒音被害に冷たすぎる司法判断だ」。沖縄タイムスは「何とか救いの手をさしのべようと、地裁や高裁が判例の壁に小さな穴をあける。それを最高裁が埋め戻し、より強固な壁をつくる」。被害者の視点を欠いた『人権のとりで』姿に、大きな疑問と失望を抱く。」と

書いた。まさに、最高裁判決を糾弾した内容でした。

私たち原告団はこの判決について、直後に開かれた報告集会で「最高裁の逆転不当判決に抗議する声明」と次の闘い「第五次厚木基地爆音訴訟の提訴に向けての声明」を発表しました。

今、四次訴訟原告団は最高裁判決で一応終了した四回目の裁判のまとめと後始末に取りかかっています。今年一年ぐらいをかけて、原告団の解散に向けた様々な整理を行います。そのため、昨年一二月、判決後一週間、お世話になった周辺の自治体、諸団体への挨拶廻りを三役が手分けして、取り組みました。

防衛省や外務省には、最近の騒音被害の激化への抗議、オスブレイの(墜落事故)沖縄での抗議も含め、交渉・申し入れに行きました。今年は、更に、次の闘い、第五次訴訟の提訴に向けた取り組みが始まります。

五次訴訟の取り組みは、準備段階は厚木基地の運動を一貫してリードしてきた厚木基地爆音防止期成同盟が、中心的に取り組みることになっていますが、私たち、第四次厚木爆音訴訟団もこの一〇年の闘いで経験した、様々な課題を、五次の闘いにつなげ、何としても飛行差し止めを実現するため、取り組んでいきます。

四次訴訟団としては最後の年頭のご挨拶に成ると思いますが、原告の皆さんの変わらぬご支援をお願いし、皆さんのご健勝を祈念して、ご挨拶とします。



第四次厚木爆音訴訟弁護団 団長 中野新

新年のご挨拶



二〇一七年新年明けまして、おめでとうございます。昨年一二月八日には、最高裁判決があり、東京高裁が一步前進させた、自衛隊機の夜間飛行の一部差し止めと、艦載機移転までの将来の損害賠償の容認を、いずれも覆す、後退した判決内容でした。

では、年が明けた本年になって、爆音被害の現状は、何か改善されたいでしょうか。国は爆音被害解消のための基本対策のために、新たに日米協議を開始しようとしているのでしょうか。答えはいずれもNOです。一方において、最高裁は昨年九月一日に、一二月の判決に先立って「決定」という非公開の方式で、米軍機の飛行は、支配の及ばぬ第三者行為で、民事訴訟によって、その飛行差し止めを求めることは、主張自体失当である(我が国の裁判権は米軍に及ばない)、とし、また行政訴訟で米軍機の飛行差し止めを求める根拠となる、日米安保条約や関係法令が見当たらないので、請求を認めることはできないとしているのです。

これは、第一審の横浜地裁判決が、米軍機に対しては、我が国民は、いかなる請求も、するすべがないとしているのと同じです。

原告住民は、厚木基地爆音の元凶である、米軍機の爆音と、一九五一年の提訴以来四〇年以上にわたって闘い続けてきましたが、裁判所は米軍には、手が出せないと言っています。

では、我々はここで闘いを止めるべきなのでしょうか。それこそ被告国が言うように、米軍機の来ない場所に疎開しなければ、ならないのでしょうか。皆さんだれもが、直感的にそれは物の道理に反している、とお考えになることでしょう。

それは、裁判所が間違っているのです。私たちは、日本国の主権者であり、我が国内のことは、主権者である我々と国民が、自主的に決定できるのが、民族自決の大原則であり、世界の根本原理です。

日米安保条約や地位協定中に、明示的に基地提供国の我国の権限について規定がないならば、条約や協定を改訂して、日本国の権限を明記すること、政府に対して、改訂要求をさせることは十分に可能なことです。

あきらめる必要はありませんし、神奈川県知事は、地位協定改訂案を提示すること、約束しているそうです。



神奈川平和運動センター
事務局長 小原慎一



新年早々、 最高裁でついに勝った！！

東京の中心部、内堀通り三宅坂に花崗岩を借しげもなく積み上げた要塞、この国の司法の頂点に位置する最高裁、まさにその権威の象徴である。昨年一月八日の第四次爆音訴訟の判決内容もただただ権威主義そのもの、現地・現場の様子、すなわちそこに生活する人々の苦衷などはどこ吹く風で、情勢の変化も一切関係なしと受け取れる。その権威が決めたことを覆すのは極めて困難で、途方もなく厚く、高い壁、そこへ再び挑戦が始まるうとしていきます。

過去、砂川闘争において、米軍の駐留そのものを違憲とした画期的な判決があり、それを国家の意思として葬り去ったのは最高裁でした。その時の論法は、「高度な政治判断には司法は関与しない」とする、いわゆる「統治行為論」と言われたのです。今回の判断にも踏襲され、米艦載機の爆音を「賠償だけで我慢せよ」としているのが更に悪質な「第三者行為論」で、司法の役割を放棄したうえ、人権・平和という憲法の基本原理よりも安保条約を優先するこの姿勢は、全国の反戦・平和、反基地運動にも重大な影響を与えています。弁護団をはじめ一部マスメディアからも厳しく批判されているこの四〇年前の判断に固執し、加えて、暴走する行政権力に屈服したと言わざるを得ない姿勢は、「期待を裏切る」どころか「もう期待すな」との発信でしようか。判決の不当性は、原告団、弁護団の抗議声明にも明確に示されていますが、五〇年余りも爆音被害に苦しんでいる住民の悲願と最高裁の姿勢の乖離には唖然とする思いです。

横須賀に米空母が配備され、厚木基地での艦載機の訓練が激しくなった一九七〇年代は冷戦構造の最中でした。今日、ソ連崩壊後、二〇数年が経過し、日本を含めアジアを取り巻く情勢は一変し、日米両政府は安保体制維持に躍起になっていきます。情勢が劇的に変化しても最高裁の情勢認識は全く不変、大衆運動に突き動かされるほどの権威は柔ではないのでしょうか。

最高裁は、沖繩辺野古を巡る判決でも、圧倒的な民意を背景にした現知事の行為を判断せず、一〇万票以上の大差で敗れ、その政治判断を否定された前知事の行為を是として問題をすり替え、本論を回避する奇妙な判決を下しています。これから始まる第五次の提訴は、最高裁の悪しき権威主義を打破し、司法の復権を求める再挑戦となるでしょう。米軍艦載機の岩国移駐が秋以降にも、発表されました。爆音の全国的な拡散とさせないためには、長年の厚木の経験を生かさねばなりません。挫けずに、共に闘いましょう。

第四次厚木爆音訴訟 最高裁判決について



弁護士：関守 麻紀子

平成28年12月8日、最高裁の判決が言い渡されました。自衛隊機の飛行差止めが否定され、損害賠償の将来請求も否定された、逆転不当判決でした。平成19年12月に提訴し、9年もの歳月をかけた第四次厚木基地爆音訴訟の幕切れとしては、非常に不満の残るものとなりました。

1 自衛隊機差止請求について

1審・横浜地裁、2審・東京高裁は、午後10時から翌朝6時の時間帯は原則として自衛隊機を運航させてはならない、と国に命じた（東京高裁判決は、平成28年12月31日まで、との期限付きでした）。

しかし、最高裁は、横浜地裁、東京高裁の判断を否定し、覆したのです。

(1) 最高裁の理屈は、次のとおりです。

- ① 自衛隊機の運航が違法となるのはどのような場合か—判断基準
自衛隊機の運航は、我が国の平和と安全、国民の生命、身体、財産等の保護に関する情勢や、住民の騒音被害等を考慮してなされる。だから、防衛大臣は、広い裁量権を有する。とすれば、自衛隊機の運航が「違法」とされるのは、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」場合である（に限られる）。
- ② 厚木基地の自衛隊の飛行は違法か？
・ 自衛隊機の運航は、我が国の平和と安全、国民の生命、身体、財産等の保護の観点から極めて重要な役割を果たしているから、「高度の公共性、公益性」がある。
・ 他方、原告らは、睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害、不快感、健康被害への不安等を始めとする精神的苦痛を反復継続的に受けている。特に睡眠妨害の程度は相当深刻である。被害は、生活の質を損なうものであり軽視できない。
もともと、夜間の自衛隊機の騒音は少ない。
・ 自衛隊は、航空機の運航について自主規制を行っているし、国は防音工事等の周辺対策をしている。
・ 以上からすると、自衛隊機の運航は、深夜・早朝の時間帯であっても「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」とはいえず、違法とはいえない。

(2) 最高裁は、自衛隊機の運航は、「国民の生命、身体、財産等の保護」のために極めて重要であるといいますが、原告ら「国民」の保護については、軽視しているといわざるを得ません。

自衛隊機の騒音が「住民らの生活の質を損なっている」と認めているにもかかわらず、その騒音が「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」とはいえない」というのです。

もともと、健康被害を認めず、睡眠妨害を単なる生活の質の問題ととらえていることなどは、私たちが克服しなければならない課題でもあります。

(3) 最高裁判決は、「総合考慮」の結果、自衛隊機の運航は、たとえ深夜早朝であっても、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」とはいえない」と結論付けましたが、結論に至る判断の過程に全く秘密さはなく、1審判決、2審判決を覆すに至る悩みも感じられません。自衛隊機を差止めることはできない、との結論先にありきの判断であったと考えざるを得ません。

(4) なお、この度の最高裁判決により、自衛隊機の差止請求は、行政訴訟として審理されることが確定しました。道路や鉄道騒音の差止請求は民事訴訟として審理されるのに、基地騒音に限っては行政訴訟をしなければならぬこととなります。行政行為であることを強調することにより、「公共性、公益性」を過度に重視する判断に傾倒することにならないか、懸念されます。

2 将来請求を否定

民事訴訟でも、損害賠償の将来請求を認めた東京高裁の判断（口頭弁論終結後も、平成28年12月31日までの損害賠償を支払うよう命じた）が覆されました。

高裁の判断は、岩国移駐を踏まえても、平成28年12月31日までは、騒音が軽減することはないと予測されるというもので、この時まで、自衛隊機飛行差止めを命じるとともに、損害賠償の支払いを命じていました。

差止めを認めるための違法と損害賠償を認めるための違法は程度が違う、というのが裁判所の考え方ですから、最高裁は、仮に差止請求を否定したとしても、損害賠償請求において将来請求を認めることは可能はずです。しかし、従来からの判断に従い、極めて形式的な理由で簡単に否定しました。そこには、厚木基地において騒音被害が50年以上にわたって継続してきた事実、過去3度の訴訟で、騒音が受忍限度を超えており違法であると判断されているにもかかわらず、軽減せず、継続してきている事実が抜け落ちていいると言わざるを得ません。

実際、12月、騒音はひどい状況でした。4次訴訟として最高裁の審理も継続しています。そうであるにもかかわらず、新たに訴訟を提起して、「過去分」の損害として請求しなければならない、というのは、あまりにも住民の負担を軽視していると言わざるを得ません。

3 米軍機の差止請求

米軍機の飛行差止請求については、判決に先立つ9月、原告側の上告を受け付けられないことが決定され、その時点で、米軍機差止請求が認められないことが確定しました。厚木のみならず全国の基地で繰り返されてきた「第三者行為論」がまたも繰り返されました。厚木基地は他の基地と異なり、日米地位協定2条4項bが適用され、日本が管理権を有する施設・区域であり、日本が米軍に使用させているものです。にもかかわらず、なぜ、我が国が米軍の活動を制限することができないのか。到底納得できる説明はされていません。

9年間の長きにわたった私たちの第4次厚木基地爆音訴訟は、幕を閉じました。最高裁判決は、この間の原告の訴えに、真摯に応えるものであったとはいえない。残念なことです。

しかし、現地に足を運んで爆音を体験し、実際に原告らの生の声を聞き、陳述書を読んだ、横浜地裁、東京高裁の裁判官が、深夜早朝という限られた時間帯に限ったものではありましたが、自衛隊機の飛行の差止めを命じたことは、歴史に残る画期的な判断でありました。

このことを足がかりに、更なる歩みを進めて行こうではありませんか。国の防衛を理由に、一部の国民の健康、生活を犠牲にしてよいわけがありません。理屈は私たちにあります。

私たちの権利を守るため、権利を実現するため、引き続き、みなさんと弁護団とが一体となって、がんばっていきましょう。

【飛行差止めを求め続けて】
 第四次厚木爆音訴訟報告集会
 と き：2月12日（日）14時00分～
 ところ：大和市生涯学習センター（601講習室）
 内 容：①記念講演（予定）②最高裁報告（弁護団）
 主 催：第四次厚木爆音訴訟原告団/協賛：鎌向・平和センター・県民共闘
 *申込は各支部長又は事務所まで